令和８年（フ）第３２３号
群馬県前橋市富士見町小暮2662番地１　ＭハイツＢ　203号
債務者　清水　愛弥
１　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３３０号
群馬県前橋市昭和町二丁目15番18―403号　協和ビレッジ
債務者　金子　佳明
１　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３４０号
群馬県前橋市大友町二丁目29番地８　セントラルマンション　705号
債務者　大塚　美奈
１　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３４９号
群馬県前橋市江木町928番地１　Ａ―21号
債務者　市村　光子
１　決定年月日時　令和８年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２４６号
群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡376番地６
債務者　富岡愛奈美（旧姓西野）
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２５２号
群馬県高崎市貝沢町955番地５　マーブルあらいＣ101号
債務者　板垣恵美里
１　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第３２３号
大阪府藤井寺市藤ヶ丘４丁目17番36号
債務者　平戸みなみ（旧姓竹平）
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３３４号
堺市南区新檜尾台３丁３番17―305号
債務者　大霜　圭右
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４１７号
大阪市東淀川区大桐４丁目１番21―209号、申立時の住所堺市南区茶山台２－４－３－208号室
債務者　森川　成生
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８４７号
大阪府松原市高見の里４丁目５番27―203号　ラ・ルーチェ
債務者　坂井　祐紀
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９３９号
堺市堺区浅香山町２丁３番11号　アネックスミラ201号
債務者　森岡奈々子
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９５０号
大阪府藤井寺市沢田３丁目６番39―303号
債務者　佐伯　倫生
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９６１号
堺市南区晴美台１丁29番12―204号
債務者　田中エリカこと　ブエナオブラエリカ（ＢＵＥＮＡＯＢＲＡ　ＥＲＩＣＡ）
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９７０号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地２号棟812号室、前住所大阪府吹田市竹見台３丁目１番103―308号
債務者　久志由香里
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９７７号
堺市堺区出島町４丁５番４―301号、前住所東京都町田市山崎町2130番地　山崎団地６―９―103
債務者　小沼　康之（旧姓向井）
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第９９７号
堺市堺区綾之町東１丁１番３―302号、前住所新潟県新潟市中央区信濃町７番21号　ベルコート信濃町302号
債務者　辻田　輝石
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０３０号
大阪府柏原市清州２丁目４番27号
債務者　山本　弘美
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係